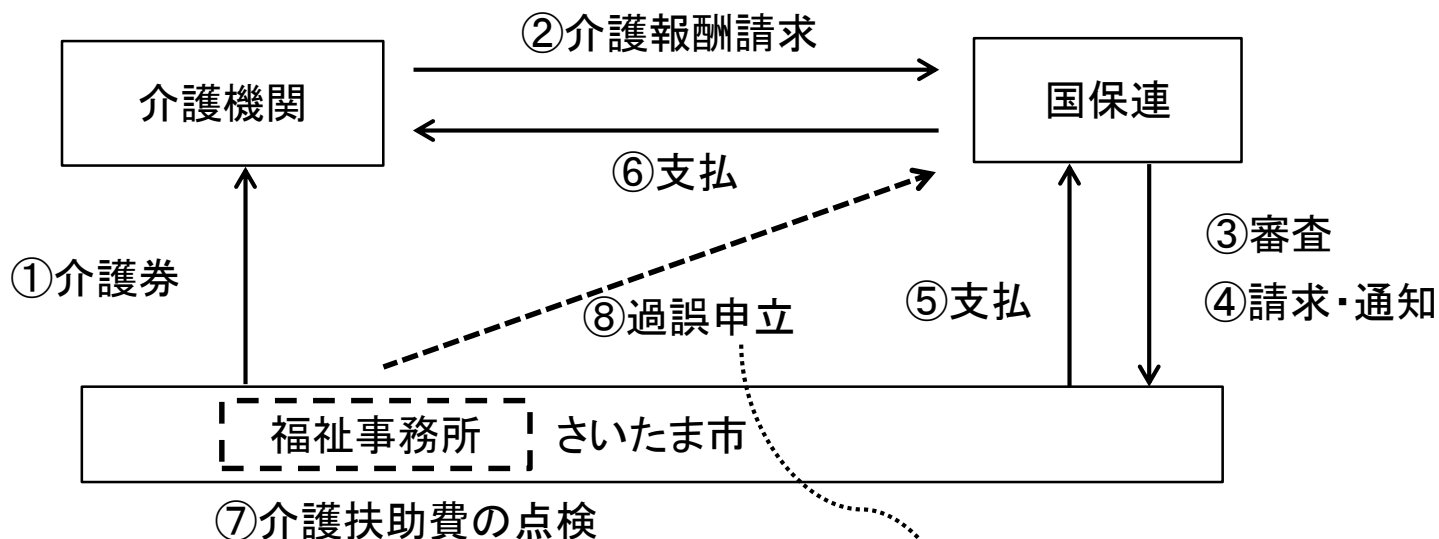


生活保護法に基づく 介護扶助における介護報酬請求上 の注意点について



さいたま市 福祉局
生活福祉部 生活福祉課

● 請求～審査～支払の流れ(生活保護等 ※)



有効な介護券の内容に
基づいた請求が必要です

過誤決定通知書の内容を確認し、
過誤を改めた上での請求が必要となります

※ 法別番号(公費負担者番号の左側2桁)が12あるいは25の場合



介護券について

参考
介護券(一部抜粋)

1. 有効期間

介護券には必ず有効期間が記載されています。

福祉事務所から毎月送付されるため、必ず確認してください。

2. 公費負担者番号, 受給者番号

被保護者が転居した時など、保護の実施機関に変更があった場合に、公費負担者番号が変更になります。

医療扶助オンライン資格確認の導入に伴い、さいたま市内で保護の実施機関が変更になった場合には、受給者番号は変更しません。

3. 本人支払額

被保護者の世帯構成、収入の状況等により、本人支払額が発生する場合があります。
※毎月同額とは限りません。

※一時的に発生する場合があります。

※毎月介護券を受領し、内容を御確認ください。

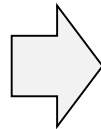
生活保護法介護券 (令和7年8月分)															
公費負担者番号	1	2	1	1	2	0	1	7	有効期間	1 日から 31 日まで					
受給者番号	1	2	3	4	5	6	7	単独・併用別	併 用						
保険者番号	1	1	1	0	0	5	被保険者番号	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇							
交付番号	123456														
(フリガナ)	うず けん								生 年 月 日	性 別					
氏 名	浦和 太郎								昭和20年1月1日生		男 性				
要介護状態等区分	要介護 1														
認定有効期間	令和 7年 4月 1日から								令和11年 3月31日まで						
居 住 地	さいたま市浦和区〇〇 〇〇〇番地														
指定居宅介護支援事業者・指定介護予防支援事業者・地域包括支援センター名	事業所番号														
指定介護機関名	事業所番号 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 株式会社〇〇〇〇														
居宅介護支援介護予防・日常生活支援									居宅介護支援介護予防・日常生活支援						
施設介護															
居宅介護支援介護予防・日常生活支援															
本人支払額									円						

《参考》

生活保護法による指定介護機関の指定手続きについて

生活保護法が平成26年7月1日に改正されました。法改正の前後で、生活保護法による指定介護機関の申請手続きが異なっております。平成26年7月1日以降に介護保険法の指定を受けたサービス種別(事業所)は、生活保護法による指定も受けたものとみなされます。詳しくは下の表を御確認ください。

生活保護法改正前	生活保護法改正後(現在の指定方法)		
生活保護法による指定を希望する場合は、介護保険法の指定又は開設許可とは別に、生活保護法の指定介護機関指定申請書を福祉事務所に提出する。	平成26年7月1日以降に介護保険法の指定を受けたサービス種別(事業所)		生活保護法による指定介護機関の申請は不要です。介護保険法による指定を受けると、生活保護法による指定介護機関の指定を受けたものとみなされます。
	平成26年6月30日以前に開設し、介護保険法の指定を受けた事業所	生活保護法の指定を受けているサービス種別(事業所)	生活保護法改正に伴う手続きはありません。今後も継続して、生活保護法による指定介護機関の指定を受けます。
		生活保護法の指定を受けていないサービス種別(事業所)	生活保護法による指定介護機関の申請が必要になります。今後も指定を希望されない場合は、手続きは不要です。指定を希望する場合は、事業所の所在する区の福祉事務所(区役所福祉課)に「指定介護機関指定申請書」を御提出ください。



######